第２部

基本構想



藤岡牧夫さん作『自転車で遊ぶ』

秋の野尻地区や中央アルプスが望める木曽川の岸辺から、子どもたちが自転車で遊ぶ様子を描いたもの。

第１章　村の将来像

１．むらづくりの基本視点

本村では、これからのむらづくりの基本視点を以下のとおりに定め、むらづくりのすべての分野における基本とします。

視点１「大桑らしさ」

これまでのむらづくりにおける成果、地域特性や地域資源を活かし、人づくり、地域づくりなど、多彩な大桑らしさを創造・発信し、誇れるむらづくりを進めます。

視点２「暮らしやすさ」

自然環境と共生する快適なむらづくりを進めるとともに、安全・安心の確保を基本に、子どもから高齢者まで、健康で生きがいを持ち、物質的な豊かさだけでなく、心の豊かさ、生活の豊かさを実感して暮らせるむらづくりを進めます。

視点３「連携と協働」

様々な分野における村内外との連携を重視したむらづくりを進めるとともに、住民と行政がそれぞれの役割と責任を持って協働し、自立のむらづくりを進めます。

2. 村の将来像

将来像は、本村が第6次大桑村総合計画最終年度の令和 15（2033）年度に目指す姿を内外に示すものであり、それは“大桑村らしさ”をより一層活かしたむらづくりの象徴となるものです。

序論及びむらづくりの基本視点を踏まえ、将来像を以下のとおり定めます。

【将来像】

ここに住みたい　ここで暮らしたい
ここで育てたい　大桑村

3. 将来像実現のための基本目標

むらづくりの基本視点と将来像に基づき、本計画の基本目標（6つの施策の柱）を次のとおり定めます。

基本目標１

健やかな笑顔あふれるやさしいむらづくり

○今後のさらなる高齢化を見据え、住民一人ひとりの健康寿命の延伸と介護予防を重視した健康づくりを推進します。

○住民がともに関わり合える地域福祉体制づくりを進めながら、子どもから高齢者、障がい者など誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる福祉・医療・介護体制の充実や子育てを村全体で支援する体制の充実を図り、健やかな笑顔あふれるやさしいむらづくりを進めます。

（１） 保健・健康づくり・医療
（２） 子育て支援
（３） 高齢者施策
（４） 障がい福祉施策
（５） 地域福祉
（６） 社会保障

基本目標2

花と緑に包まれた美しく安全なむらづくり

○地震・水害・土砂災害などあらゆる災害に強い防災体制づくり、交通安全対策の強化、サイバー犯罪対策、消費者保護など危機管理体制の一層の充実を図ります。

○豊かな自然を誇る村として、公害・環境汚染防止や山林保全など環境保全に向けた施策の展開、ごみ処理体制の充実など循環型社会の形成に向けた取り組みや地球温暖化対策等、快適な住民生活に欠かせない上・下水道の整備等を進めるとともに、住民と協働した景観づくりを推進し、花と緑に包まれた美しく安全なむらづくりを進めます。

（１） 防災・消防
（２） 防犯・交通安全
（３） 消費者保護
（４） 環境保全
（５） 景観
（６） 資源の有効活用
（７） 上・下水道

基本目標3

快適で住みやすいむらづくり

○計画的な土地利用を推進するとともに、移住･定住基盤となる空き家対策･住宅･宅地の整備や人･物・情報の交流を一層促進する道路、交通、ICT※の整備など、快適で住みやすいむらづくりを進めます。

（1） 土地利用
（2） 道路・公共交通
（3） 住宅・宅地
（4） 移住・定住
（5） 情報通信

基本目標4

豊かで活力あふれるむらづくり

○過去に整備を実施した生産基盤を維持管理するとともに担い手の育成・確保をはじめ、情勢の変化を踏まえた支援施策を推進し、農林業の持続的発展に努めます。

○商業の促進、既存企業の成長支援や企業留置及び起業者への支援、雇用対策を推進します。

○村の豊かな自然など地域資源を活かした観光・交流を創出するとともに、ホームページやSNS、道の駅などで村の魅力をアピールして観光客の誘致に努めるなど、豊かで活力あふれるむらづくりを進めます。

（1） 農業
（2） 林業
（3） 商工業
（4） 観光
（5） 雇用対策

※ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

基本目標5

一人ひとりが学びつづけられるむらづくり

○本村の自然や人材を活用した特色ある教育の推進など生きる力を育む教育活動の推進や学校施設・設備の充実など、学校教育環境の一層の充実を図ります。

○生涯学習・スポーツ施設を活用し、住民一人ひとりが生き生きと学び続け、自己を高めていくことができる生涯学習社会の形成を進めるとともに、住民の自主的な文化、スポーツ・芸術活動などの活発化を図ります。

○文化財の保護・活用及び伝統行事の保存・伝承を図り、文化と歴史を継承し一人ひとりが学びつづけられるむらづくりを進めます。

（1） 学校教育
（2） 生涯学習
（3） 文化、スポーツ・芸術
（4） 文化財・歴史
（5） 青少年健全育成

基本目標6

連携と協働で築く自立のむらづくり

○住民と行政との情報の共有化や多様な分野における住民の参画・協働の仕組みづくりを進め、協働のむらづくりを推進するとともに、共助による住民自治のコミュニティの構築・維持を促進します。

○国際化への対応や地域間交流の推進、人権尊重・男女共同参画社会の形成に努めます。

○社会・経済情勢の変化に対応した効率的、効果的な行政運営とともに、健全な財政運営に努め、周辺自治体との連携により効率的、効果的な施策の展開を進めます。

（1） 協働のむらづくり
（2） 地域コミュニティ
（3） 交流
（4） 人権・男女共同参画
（5） 行財政運営

4. 将来人口

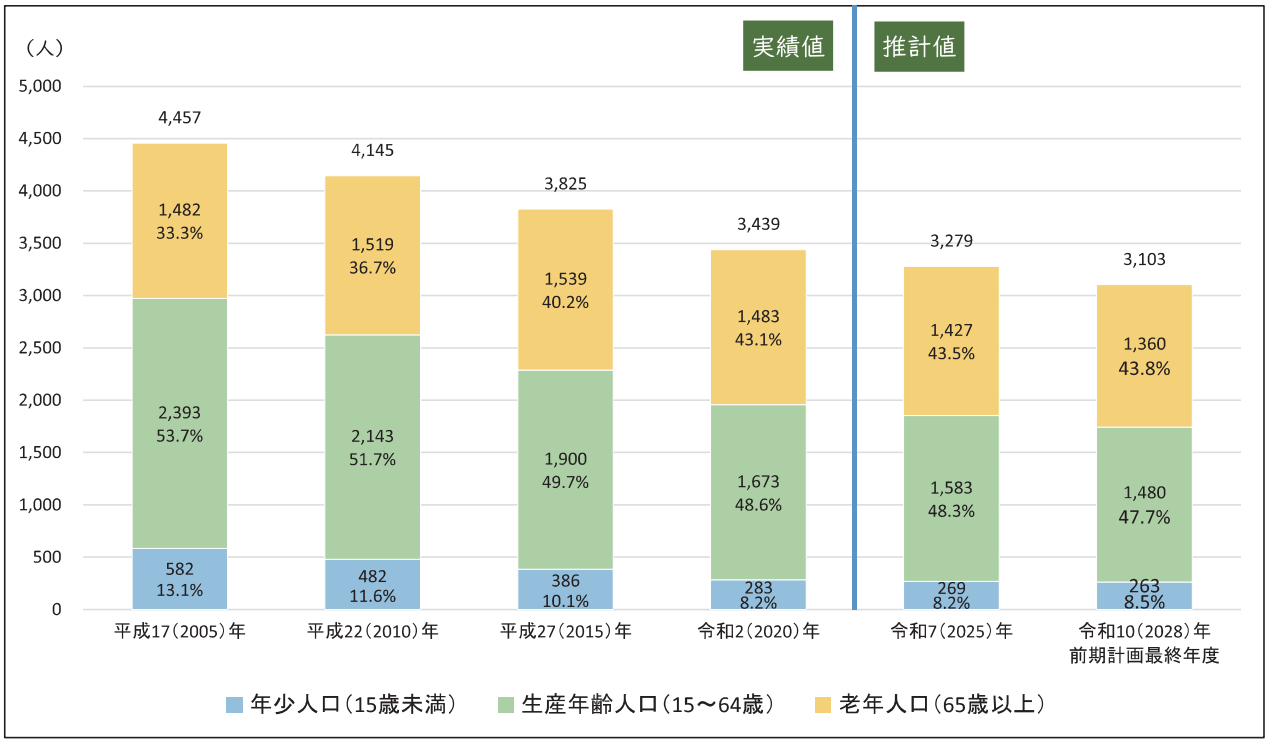
（1）将来人口の推移

本村の人口推移をみると、減少傾向で推移しており、令和2（2020）年現在で 3,439 人となっています。

令和2（2020）年に策定した「第2期大桑村人口ビジョン　まち・ひと・しごと創生総合戦略」の人口推計結果によると、本村の人口は令和2（2020）年の 3,439 人から、前期計画最終年度である令和 10（2028）年度には 3,103 人程度に減少することが予測されます。

また、年齢3区分別の人口については、15 歳未満の年少人口は 263 人（8.5%）、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は 1,480 人（47.7%）、65 歳以上の老年人口は 1,360 人（43.8%）となることが予測されます。

【将来人口の推計】

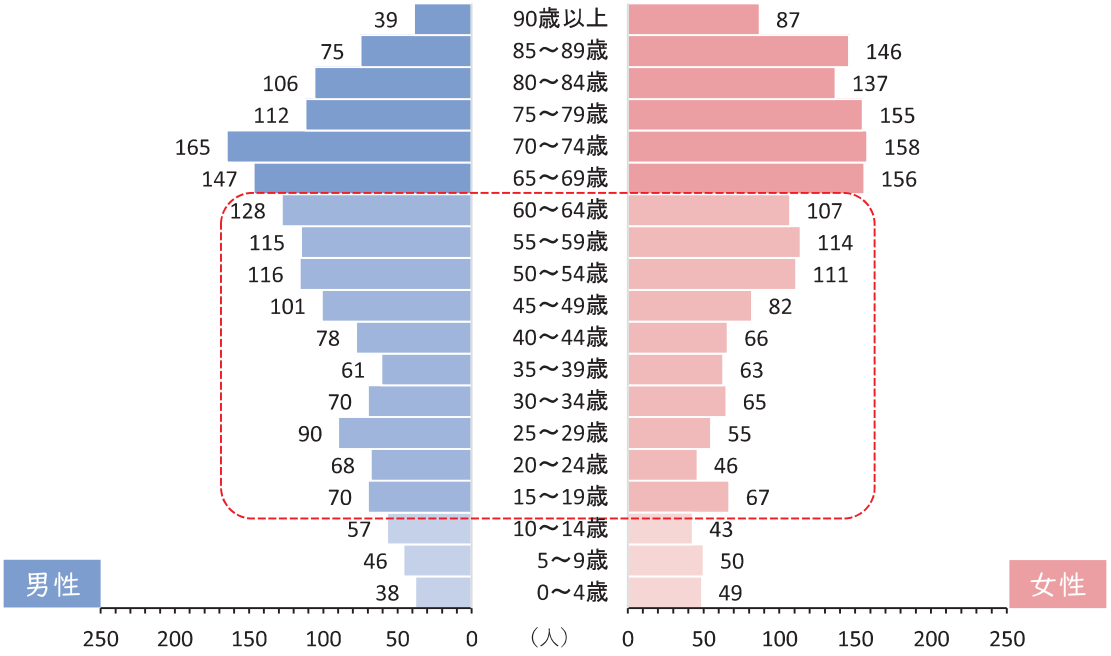


資料：第2期大桑村人口ビジョン　まち・ひと・しごと創生総合戦略

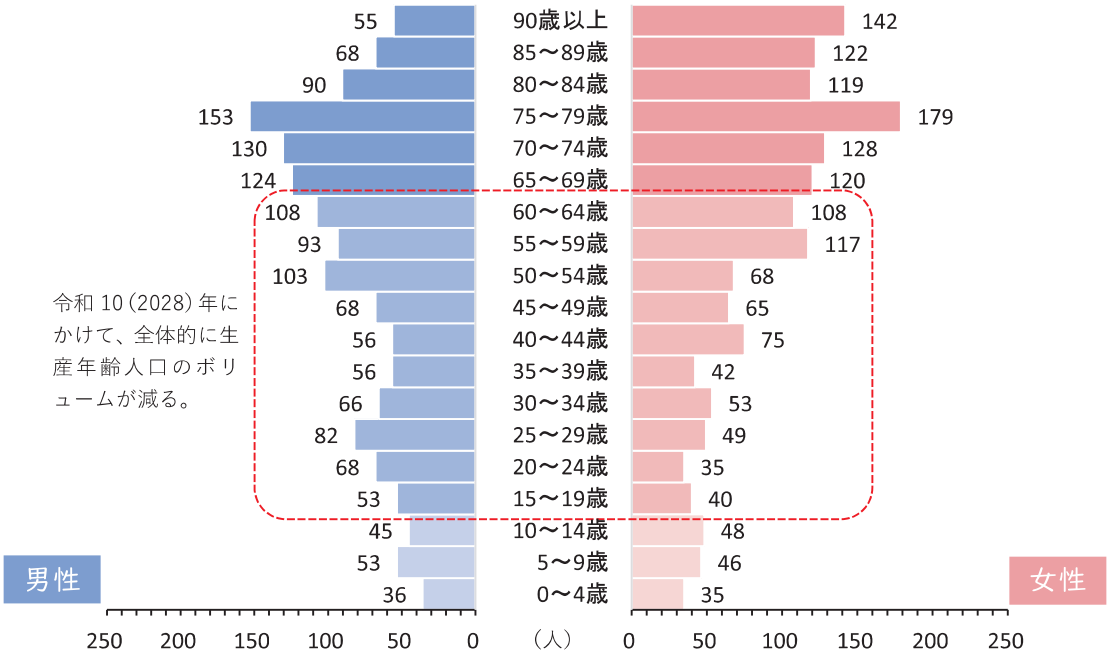
（2） 将来人口構成

人口ピラミッドから本村の将来人口構成をみると、前期計画最終年度である令和 10（2028）年では、令和2（2020）年と比べ、特に生産年齢人口（15～64 歳）の層が小さくなっています。

【人口ピラミッド（令和2（2020）年）】



【人口ピラミッド（令和10（2028）年（予測））】



令和 10（2028）年にかけて、全体的に生産年齢人口のボリュームが減る。

5. 土地利用の基本方針

村土は、現在及び将来における村民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産に通ずる諸活動の共通の基盤です。かけがえのない郷土を守りつつ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、社会的文化的条件に配慮し、健康で明るく住み良い生活環境の創造と村土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、長期的な展望のもとに、調和のとれた総合的かつ計画的な土地利用を図ります。

（1） 農地等

田畑を中心とする農地については、過去に土地改良事業によりほ場整備を実施した、いわゆる農振農用地※（青地）については、保全及び有効利用を進めて、長期的に活用します。一方で農振農用地以外の農地（白地）については、周辺環境に配慮しつつ、住民の土地需要に応じた有効活用を図ります。

採草放牧地については、集団放牧場及び採草地として利用するとともに、周囲の森林との調和を図り水源かん養林として保全を図ります。

（2） 森林

森林の持つ多面的機能※を将来にわたって維持するため、計画的な森林整備を実施し、森林保全を図ります。

（3） 水面・河川・水路

治水安全性の向上と安定した水供給のため、整備に必要な用地の確保を図ります。また、水路整備については、農業生産性の向上や水資源の有効利用を図るため、必要な用地確保と、効果的な整備を推進します。これらの整備にあたっては自然環境や景観に配慮し、多様な機能の維持、向上を図ります。

※農振農用地（青地）：農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づき、都道府県知事が指定する「農業振興地域」（総合的に農業を振興する地域）において、市町村が今後長期（おおむね 10 年以上）にわたり、農業上に利用すべき土地として、「農業振興地域整備計画」で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めた農地等をいう。

※多面的機能：国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、木材等の林産物の供給、公衆の保健等の森林の有する多面にわたる機能をいう。

（4） 道路

住民の安全・安心な暮らしや地域経済を支えるとともに、災害時のライフラインとして機能する等の重要な社会基盤の整備を進めるため、一般道路の建設及び改良に努め、必要な用地の確保を図ります。

道路の安全性、快適性等の向上、防災機能等の向上に努めるとともに、環境の保全に十分配慮します。また、適切な維持管理・更新により既存用地の持続的な利用を図ります。

農林道については、農林業の生産性の向上及び農林地の適正な管理を図るために必要な用地の確保に努めます。

（5） 住宅地

宅地については、快適で安全・安心な居住空間としての機能の一層の強化を図るとともに、定住人口の増加に向け、自然環境や農用地との調和に留意しつつ、適切な区域を選定して、良好な住宅用地の確保を図ります。

（6） 工業用地

産業活動の活性化に向け、環境の保全に配慮しつつ、工業用地の確保を図ります。

また、再生可能エネルギー発電設備については、大桑村自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例により設置するものとします。

（7） その他の用地

文教施設、公園、福利厚生施設等の公用・公共用施設用地は、豊かな村民生活を送るためには不可欠なものです。時代の変化と多様化に対応しながら環境の保全に配慮しつつ、適正な維持管理に努めます。